

# 角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託仕様書

## 1. 名称

まちづくりと連動した持続可能な地域公共交通網構築に向けた人材育成事業  
(角田市モビリティ人材・組織育成事業)

## 2. 目的

角田市（以下「本市」という。）では、阿武隈急行線及び市内全域をカバーするデマンド型乗合タクシーが、市民、特に自動車免許を持たない高齢者や、鉄道駅から離れた地域の住民にとって、欠かせない移動手段となっている。一方で、人口減少・高齢化の進行に伴い、単独の交通施策のみで既存路線及び運行を維持・確保することは困難な状況にある。

加えて、本市においては、日常生活の移動を「家族や知人の送迎」に頼っている傾向もあり、地域の交通課題を「自分ごと」として捉え、自ら考える住民等の育成も並行して進めていく必要がある。

今後の持続可能な地域公共交通網の構築に向けては、立地適正化計画（都市計画）や長期総合計画と連動した「まちづくり」の視点による交通ネットワークの再構築（リ・デザイン）が急務である。しかしながら、現状では交通・都市計画・総合計画の各担当部署間でデータやノウハウの共有が十分ではなく、分野横断的な視点でEBPM（証拠に基づく政策立案）を実践し、施策を企画・立案できる人材及び組織体制が不足しているという課題がある。

このような課題を踏まえ、本事業では以下の3層で人材・組織の育成を進める。

### ① 庁内横断的な政策立案体制の確立（中核）

「まちづくり推進課（公共交通担当）」「都市計画課（立地適正化計画担当）」「企画デジタル推進課（長期総合計画担当）」の3課をコアメンバーとした横断的な人材育成を実施する。専門家や先進事例から知見を得るとともに、本市の実際のモビリティデータを用いた分析スキル（EBPM）を習得し、まちづくりと公共交通を連動させた施策立案能力を養う。

### ② 交通事業者との協働体制の構築

角田市地域公共交通活性化協議会の構成員でもある市内の交通事業者にも本事業のプログラム（セミナー、検討会等）にご参画いただき、行政と事業者が共通のデータ・課題認識・目標を持ったうえで実証運行計画を組み立てる協働基盤を形成する。

### ③ 住民の主体的参画の醸成

住民代表（自治会・地域住民等）にも、セミナーや検討会等を通じて参画の機会を設け、地域の交通課題を「自分ごと」として捉え、自ら考える住民の育成につなげる。本事業を、行政・事業者・住民の三者が同じテーブルに着く起点として位置付ける。

本事業の最終ゴールは、上記の体制構築を通じて、令和9年度に実施する新たな公共交通の実証運行に向けた計画（以下「実証運行計画」という。）を令和8年度中に策定し、行政・交通事業者・住民の三者協働により、地域主体で持続可能な公共交通ネットワークを構築していく自走体制を整えることにある。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

※補助事業年度（令和8年度）の実績報告期限との整合は別途要確認。

## 4. 業務内容

### (1) 事前調査分析業務

- ① 阿武隈急行線の乗降データ、デマンド型乗合タクシーの運行データ、及び立地適正化計画・長期総合計画に関連する都市計画データ等を総合的に分析し、本市の現状や課題を整理する。整理した結果は、後述のセミナー・ワークショップにおける題材として活用する。
- ② 各種データは、本市が保有する既存の調査結果・運行データ等を基本としつつ、阿武隈急行株式会社等の関係交通事業者が保有するデータについては、本市を通じて取得依頼を行うものとする。受託者は、必要に応じてデータ取得・整理のための事業者調整を支援すること。

## (2) セミナー、実践型ワークショップ、フィールドワーク、検討会の企画・運営

- ① 庁内3課のコアメンバーを中核としつつ、交通事業者及び住民代表の参画を得ながら、まちづくりと公共交通を連動させた施策立案スキルを習得し、令和9年度実証運行計画の策定に到達できるよう、段階的なプログラムを企画・運営する。
- ② プログラムは下記の4形式（セミナー／実践型ワークショップ／フィールドワーク／検討会）を組み合わせ、座学による基礎知識の習得 → 先進地での実地視察による具体イメージの形成 → 本市の実データを用いたグループワーク・分析演習（阿武隈急行の乗降データやデマンド交通の運行ログを参加者自らが分析し、課題仮説を立てる演習等）による実践 → 庁内合意形成までを一貫して設計する。
- ③ 開催形式は対面を基本とし、講師等の事情によりオンライン併用とする場合は事前協議のうえ決定する。フィールドワークは現地視察とする。
- ④ 各プログラム実施後はアンケートを通じ、EBPMや他分野連携に関する理解度・スキル習得度の変化を定量・定性の両面で測定する。
- ⑤ 下記の構成案に基づき提案を行い、本市と協議のうえ実施内容を決定する。

### (構成案)

コンテンツ	回数	想定対象	想定定員	受講時間	内容
セミナー (講義)	2回	3課コアメンバー＋関係課職員（職員向け）	最大20名程度／回	各2時間	対象：角田市職員（まちづくり推進課、都市計画課、企画デジタル推進課のコアメンバー及び関係課職員）。 1回目：交通政策・都市計画の専門家（大学教授等）による、EBPMの基礎及びデータ分析手法、まちづくりと公共交通の連動に関する講義。 2回目：先進自治体の実務担当者による、地域協働による持続可能な公共交通ネットワーク構築の事例及び庁内合意形成の手法に関する講義。
実践型ワークショップ（演習）	4回	3課コアメンバー＋住民代表＋交通事業者	20名程度／回（要確認）	各2時間	対象：角田市職員（3課コアメンバー）、地域住民代表（自治会・地域住民等）、市内交通事業者の三者が同じ場で参加する。 4回を通じ、現状分析→課題抽出→施策検討→実証運行計画素案の作成までを段階的に行うシリーズ構成とする。 1回目：本市の交通データ（阿武隈急行線の乗降データ、デマンド交通の運行データ）及び都市計画データを用いた現状分析。 2回目：課題抽出と論点整理（EBPMの実践）。

コンテンツ	回数	想定対象	想定定員	受講時間	内容
					3回目：阿武隈急行線の駅をハブとしたデマンド交通再編等、本市に最適な公共交通の組み立て検討。 4回目：令和9年度実証運行計画の素案作成。 ※各回のテーマ及び連続性は本市と協議のうえ決定する。
フィールドワーク (先進地視察)	2回	3課コアメンバー（必要に応じ交通事業者を含む）	10名程度／回	各1日程度	1回目：AI オンデマンド交通の本格運行視察。本格運行（実証段階を超え定着して継続している運行をいう。以下同じ。）を行っている先進自治体の事例を視察し、運行スキーム、運営体制、効果検証手法等を学ぶ。 2回目：公共ライドシェアの本格運行視察。同じく本格運行を行っている先進自治体の事例を視察し、地域協働による運営体制、制度設計、住民への浸透手法等を学ぶ。 ※視察先（自治体名）は本市と協議のうえ決定する。
策定検討会	1回	3課コアメンバー＋関係課＋交通事業者＋住民代表	最大30名	2時間	実施時期：令和9年1月を想定。 ワークショップ及びフィールドワークの成果を取りまとめ、専門家の助言を得ながら「令和9年度実証運行計画」を確定する。 行政・事業者・住民の三者間で計画素案を共有し、次年度の実行に向けた合意形成を図る。

※上記のコンテンツの選定にあたっては、まちづくりと公共交通を連動して構想できる人材の育成、及び行政・事業者・住民の協働基盤の形成に資するかという視点に立って企画し、根拠を示すこと。

※それぞれのコンテンツについて、実施内容を簡潔に示すこと。

※フィールドワークについては、移動手段・宿泊の要否・行程・必要経費等の計画を含めて提案すること。視察先との調整・受入依頼は受託者が行うものとする。

### (3) プログラムの制作・実施

- ① 講師及びファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、並びに必要なスタッフの手配等を実施する。会場の予約や機材確保、各企画の司会進行については、本市と相談のうえ、市に依頼することも可能とする。
- ② 講師依頼の際は、本業務の趣旨（まちづくりと公共交通の連動、EBPMの実践、地域協働）を踏まえて選定し、事前に本市と協議したうえで確定する。想定する講師は、交通政策・都市計画の学識経験者（大学教授等）、及び先進自治体の実務担当者とする。

### (4) 実証運行計画策定の支援

- ① セミナー・ワークショップ・フィールドワーク成果の取りまとめ、専門家からの助言の整理、データ分析結果及び視察知見のドキュメント化等、令和9年度実証運行計画の策定に係る実務的支援を行う。
- ② 本市と協議のうえ、役割分担、計画の構成、記載項目、庁内・地域での合意形成の進め方等を決定する。

- ③ 計画素案には、阿武隈急行線とデマンド交通の連携強化、駅をハブとした交通ネットワークの再編、及びフィールドワークで得た AI オンデマンド・公共ライドシェアの本格運行知見を反映すること。

**(5) 事務局・受講者サポート体制の構築・運営**

- ① 事務局は受託者の事業所内に設置し、迅速に対応できるスタッフを配置すること。
- ② 質問・サポートの窓口は、メール・電話等の手段で実施し、つながりにくいといった事態が生じないように、適切な対応時間及び人数で運営すること。

**(6) 広報の企画・提案・実施**

- ① セミナー及び検討会には、3 課コアメンバーに加え、関係課・交通事業者・住民代表に多く参加してもらえよう、受講者を獲得するための効果的な広報を企画・提案・実施する。実施時期等については、本市と協議のうえ決定すること。
- ② 本業務の実施にあたっては、必要に応じてチラシ・案内文書による広報を実施することとし、制作時期、デザイン、枚数、配布先については、本市と協議のうえ実施する。制作物は各イベントにつき1つを目安とし、それを超える場合には構成と製作期間について双方の合意を得ること。

**5. 業務実施体制・実施要件等**

**(1) 業務実施体制**

- ① 受託者は、業務の運営に加え、連絡、個人情報の管理、危機管理等の対応を行うこと。
- ② 受託者は、本業務を統括し、本市との連絡調整・情報共有、業務全体の進捗・課題管理、個人情報の管理、危機管理対応を行う業務責任者を設置すること。
- ③ 本事業は、角田市地域公共交通活性化協議会（事業主体）からの業務委託として実施されるものであり、受託者は本市（まちづくり推進課、都市計画課、企画デジタル推進課）、交通事業者、住民代表、及び外部講師（学識経験者・先進自治体担当者等）と密に連携して業務を遂行すること。

**(2) 実施要件**

- ① 契約後速やかに、本市、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について、本市へ提示・説明を行うこと。
- ② ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。
- ③ 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、本市へ随時、報告を行うこと。
- ④ 想定スケジュールは以下のとおり（実施日程は本市と協議のうえ決定）。

時期	主な活動
契約締結後～7月	プログラム企画・立案、データ収集・整理、視察先との調整
8月～9月	セミナー2回の実施（職員向け／基礎知識の習得）
9月～10月	ワークショップ第1・2回の実施（住民・事業者・職員参加／現状分析・課題抽出）
10月～11月	フィールドワーク2回の実施（AI オンデマンド本格運行視察／公共ライドシェア本格運行視察）
11月～12月	ワークショップ第3・4回の実施（住民・事業者・職員参加／施策検討・実証運行計画素案の作成）

時期	主な活動
令和9年1月	策定検討会の実施（行政・事業者・住民による「令和9年度実証運行計画」の確定・合意形成）
令和9年2月	業務報告書の作成・提出、及び補助金報告書（国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）の作成・提出

## 6. 成果品

- (1) 各セミナー・ワークショップ・フィールドワーク・策定検討会の企画資料 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）
- (2) フィールドワーク報告書（視察先概要、運行スキーム、知見、本市への適用可能性の考察を含む） 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）
- (3) 令和9年度実証運行計画（素案） 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）
- (4) アンケート集計・分析結果 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）
- (5) 業務報告書 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）
- (6) 国の補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）に係る補助金報告書 1部（加工できるデータ及びPDFデータ）。令和9年2月までに作成・提出すること。

## 7. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て角田市地域公共交通活性化協議会及び角田市に帰属するものであり、本市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

## 8. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

## 9. 受託者の要件

本業務の受託者は、別途定める「角田市地域公共交通人材・組織育成事業支援業務委託 公募型ポータル実施要領」第3項「参加資格要件」に掲げる要件をすべて満たすものとする。

## 10. その他の事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、本市、角田市地域公共交通活性化協議会、関係交通事業者及び地域住民との連携を密にし、十分協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、地域公共交通、都市計画、EBPM、ワークショップ運営、AIオンデマンド交通、公共ライドシェア等の分野について十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保し、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、本市に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (4) 本業務は、国の補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト／モビリティ人材・組織育成タイプ）を活用した事業であることから、補助申請・実績報告等に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。

- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (6) 本市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (7) 本業務の成果は、本市が令和9年度以降に実施する公共交通の実証運行及び地域公共交通計画の改定作業に活用される。受託者は当該活用を前提として成果品を整理すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

## 1 1. 担当部署

角田市地域公共交通活性化協議会（事務局 角田市総務部まちづくり推進課内）

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41

TEL : 0224-63-2112 FAX : 0224-62-4829

E-mail : machidukuri@city.kakuda.lg.jp